

＜ボランティア・アソシエーション＞概念の成立地平

「非-官僚制」という射程

仁平典宏（東京大学大学院）

E-mail: nihenori@anet.ne.jp

1 問題設定

近年、NPOなどの市民活動の組織に対する期待が高まっている。教育の領域でもフリースクールや様々な「学び」のための組織に関心が寄せられている。これらの組織は、個別の機能的な評価を超えて、社会を望ましい方向に変革する主体という位置づけを与えられることが多い。

行政組織でもなく企業体でもなく、「市民」が自発的に作るこれらの組織をとりあえず「ボランティア・アソシエーション」（「VA」と略記）とする。これは価値的に中立な分析的概念であるが、この概念は上述のように、しばしば変革主体として価値付けられた形で概念化される。このように概念化されたものを、便宜的に＜ボランティア・アソシエーション＞（＜VA＞と略記）と表記する。本発表では、この＜VA＞概念がどのような前提の上に成立しているのか考察し、その前提と含意の妥当性を批判的に検討していく。

さて、近年の主要な議論においては、その正当性の根拠は組織の構成員たる「市民」に帰されている。つまり国家や市場から自律する「市民」という存在が指定された上で、＜VA＞はその「市民」の組織的形態として扱われ、＜VA＞の根拠が独自に取り上げられることはなかった。しかし組織は、個々の構成員には還元できない社会的関係という位相を持ち、＜VA＞の理論もその独自のレベルで自らを正当化する言説を持つ。本報告ではその社会的関係を「非-官僚制」的な組織構造と捉える。例えば、＜VA＞には必ずある種の組織構造がその特徴として挙げられる。水平的、ネットワーク的、分散的…これらは全て官僚制組織のアンチテーゼとして定式化されたものである。これは単なる偶然ではない。佐藤慶幸やリップナック＝スタンプスなど組織論に顕著のように、非-官僚制的な組織構造をもつということが、ドミナントな支配システム＝官僚制システムを変革する主体としての根拠とする言説空間が存立しているのである。

ミクロな組織レベルの官僚制と、マクロな社会におけるドミナントな支配形態としての官僚制、二つの官僚制概念が同一平面に置かれる。これは一見奇妙なことである。しかし、ある社会認識を

媒介とすると両者は架橋され、そこから＜VA＞を正当化する根拠が導かれると考える。本報告ではそれについて、ウェーバーの官僚制概念とVerein概念との関係の考察を糸口にして考察していく。

2 ＜VA＞概念の成立地平

まず、そもそもなぜ「合意による決定」と「自発的な参加」以外の定義を持たないはずの「VA」が、官僚制と対峙されるのかという点から考えてい。確かに「VA」v.s.「官僚制」という図式は、「組織社会学における対抗図式のプロトタイプ」とされてきた。しかしこの図式は、私見では決して自明ではない。例えば「VA」の「自発的な参加・離脱」という要件については、官僚制組織でもその自由は保障されている。また官僚制組織に「合意による決定」がないという点については確かにそのとおりだが、合意以外の意思決定を行う組織類型は、官僚制以外でもいくらかもある。なぜこの二つの対立が意味があるとされるのだろうか。

ここで官僚制及びVAについて重要な理論を展開し、現在に至るまで大きな影響を与えているウェーバーの議論を振り返ってみたい。ウェーバーにおいてVAに対応する概念はVerein（自発的に加入したメンバーにのみ秩序が効力をもつ協定からなる結社）である。ここでVereinの対立物として定式化された概念が、「官僚制」ではないことに注意したい。それは、“個人の意志に関係なく秩序が出生や居住など一定の基準で強制される強制的団体”を意味するAnstaltであり、例えば国家がその例である。「参加の自発性」ということを考えた時、確かにVereinとAnstaltは概念的に対立している。それでは、「VA」v.s.「官僚制」という対立図式はミスリーディングなのだろうか。

私見では、Anstaltと官僚制組織が結びついてVA≡Vereinと対峙する地点がある。それがウェーバーの「全般的官僚制化テーゼ」である。これは組織論の文脈を越えて、マクロな社会診断も備えている点の特徴である。つまり、人間性を疎外するとされる官僚制組織は、その技術的合理性ゆえに永続的な性格を持ち、国家機関のみならず、あらゆる近代組織において遍く出現すると予言される。このため、人々は＜近代＞に生まれそこで生

活を営んでいこうとする限り、個々の官僚制組織からの離脱は可能であっても、支配のテクノロジーとして社会を覆う<官僚制>から脱出することは不可能ということになる。この全般的官僚制化の観点に立てば、<官僚制>は“Anstalt”的な性格を持つということになるのである。

よって、この<官僚制>の外部に、それとは異なる原理を持つ組織を想定しようとする時、それは個々の成員の意思を圧殺しない、非・官僚制的な組織でなくてはならない。「VA」の理念型に示されるような「合意による決定」が保障されている組織ではないと、<官僚制>の外に出たことにはならないためである。つまり、「VA」v.s.「官僚制」という対立図式は、全般的官僚制化テーゼに架橋されて Verein v.s. Anstalt という対立図式と密やかに結びついた形で、初めて十全に実現されるのではないだろうか。換言すれば、「VA」v.s.「官僚制」という対立図式は単に組織論的に導き出されたわけではなく、<近代>に関する社会認識が踏まえられて成立するものだと考えられる。

同様に、運動論などの観点から、変革主体を組織レベルで措定しようとしたとき、ドミナントな支配原理である<官僚制>の外部に立つつまり組織構造において官僚制的ではないものが要請される。ここには、例えばどんなに現体制の打破を叫んでいても、組織構造として内部が官僚制化してしまえば、同じように人間疎外的なシステムに転化してしまうという洞察がある。変革主体たるためには、あくまでも人間を疎外しない、個々の成員の意思を尊重する「VA」的な組織形態が要請されることになる。これこそが、社会変革主体として組織形態自体に価値が含まれた<VA>という概念を成立させる地平だと考えられる。

3 全般的官僚制化テーゼの妥当性

ここまで、<VA>概念には、「全般的官僚制化」という近代に対する社会診断が踏まえられた上で成立しているのではないかということを考えてきた。よって、<VA>という概念の有効性を評価する上で、「全般的官僚制化」という社会認識の妥当性が一つの焦点をなしていると考えられる。

ウェーバーの官僚制概念は、周知のように主に組織論の文脈で受容されてきたが、同時にそこでは既に取り越えられているというイメージが一般的である。しかし一方、「全般的官僚制化」に基づく社会像は、その後も管理社会論と結びつく形で強い説得力を保ちつづけ、ギデンズによると有力な近代社会像として 20 世紀を通して社会の自己理解に重要な役割を果たしてきた。これは同時に<VA>概念が説得力を保ってきた背景にもなっ

ていると考えられる。

しかし、「全般的官僚制化テーゼ」は妥当しいといえるのだろうか。多くの論者は社会組織における官僚制化の進展は一定のところで止まっていると指摘している。むしろ官僚制の非合理性に関する知見が蓄積され、企業や行政も効率性を求めてネットワーク的な組織形態を部分的に活用するようになっている。福祉国家が乗り越えられるべきものとされ、ネオリベリズムを思想的背景とした社会再編成が進む中で、「VA」が結成され社会システムの多くの領域を担うことはむしろ奨励されている。つまり、<VA>を価値的に正当化してきた前提の一部が問われているといえる。

この前提の喪失は、<VA>論に組織論としての困難も呼び込む。詳述はできないが、一般に非・官僚制的な組織構造は、成員の自律性の確保と組織内の統合や目標への動員などの間の緊張が顕著に生じうる構造である。<VA>の論者は、それを成員間の「メタ価値の共有」という前提を引き込むことで解決してきた。これはかなり高度な前提だが、それを可能にしていたのが、「全般的官僚制」という社会像であった。つまり<官僚制>が人間性抑圧の装置としてある種普遍的な水準で捉えられることによって、その否定形である非<官僚制>=<VA>という概念もまた、「人間性抑圧」の対抗物として措定した「民主的」「人間的」などの諸価値につながるものとして、普遍的、統合主義的な水準で捉えられことになったと考えられる。しかし、「全般的官僚制」という前提が自明ではない場合、この想定根拠も無くなり、新たに別様の理念型を立てる必要も生じてくる。

4 結語

これまで見てきた<VA>概念は、<官僚制>社会という単一的な観点から行われた社会記述を前提にしているという点で、統合主義的で本質主義的な概念(メルッチ)であったといえる。しかし、先述したように、現在はウェーバーが描いた意味での<官僚制>社会とは異なった状況にあるとも言える。様々な目的、役割、思想的立場を持った「VA」が、それぞれの社会的資源を活用しながら、生まれ、活動しつつあるというのが現状であろう。今後は、「VA」を価値的に中立的であるということをも前提とし、それぞれの組織が置かれている文脈を踏まえた上で、組織目標や役割、社会的帰結から評価していくことが必要とされているのではないだろうか。「VA」をその自体として評価することは、<官僚制>化の進展という社会認識がリアルな時点では意義は大きかったが、現在はその次の段階に移行しつつあると考えられる。